

清瀬市公共施設予約システム利用案内

清瀬市公共施設予約情報管理システムに関する規則をご一読ください。
各施設の使用方法につきましては、各施設管理者の指示に従ってご使用願います。

1. 使用できる方

- (1) 使用が許可された方及び団体
→ID を他者及び他団体の方に貸与することは禁止いたします。

2. 登録期限

- (1) 登録通知発行から2年間です。
- (2) 更新手続
登録期限半年前より更新手続きが可能となります。
利用者登録施設にて身分証（免許証・マイナンバーカード等）をご提示願います。
- (3) 登録内容を変更・廃止する場合
住所等変更になりましたら、利用者登録施設にて変更を申し出てください。
登録の時と同様、身分証等にて変更内容を確認いたします。
※廃止の場合は、施設にて廃止届をご提出願います。

3. 予約方法（2パターン）

- (1) 抽選予約
利用3か月前の5日～14日の希望の①施設、②日、③時間を指定してお申し込みください。当選者は毎月20日に決定しますので、メールまたは利用者画面でご確認ください。
※抽選申込みの回数には制限があります。
※施設によって、抽選申込のスケジュールが異なりますのでご注意ください。
- (2) 随時予約
利用日2か月前の1日から抽選後に空いている部屋を予約できます。

3. 使用料について

指定した日までに納入してください。
納入が確認されない場合、自動キャンセル（※一部例外有）をいたします。
抽選予約：毎月27日まで
随時予約：申込から1週間以内かつ使用日1週間前までの未入金

※例外：使用日1週間以内に予約申込した場合、自動キャンセルされません。
未入金及び未使用のまま利用日を過ぎた際は、キャンセル扱いされませんので、
使用料金を全額納付いただくことになります。

支払方法

現金：利用施設の窓口
キャッシュレス決済：クレジットカード決済、コンビニ決済※、
ペイジー※、PayPay

※コンビニ決済とペイジーはお客様負担の手数料が発生します。

- 4. スマートロックについて（対象施設：小中学校体育館、多世代交流施設、集会所）
鍵の受け渡しなしで、指定の暗証番号を使って施設利用ができます。

- 使い方 : 1 暗証番号の確認
予約確定後、予約システムで確認
- 2 暗証番号の入力
予約時間に施設のドアに設置されているスマートロックに暗証番号を入力し、開錠します。
- 3 施設利用後の施錠
施設利用後、スマートロックの施錠ボタンを押すことで施錠されます。

5. 禁止事項

- (1) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (2) I D 番号とパスワードを第三者に転貸し、又は譲渡して使用させること。
- (3) 市長から付与された I D 番号及びパスワード以外の第三者の I D 番号及びパスワードを使用すること。
- (4) システムでの予約又はキャンセルを繰り返す操作することで、不当に有利な形態で公共施設の予約を得て使用すること。
- (5) 公序良俗に反する公共施設の使用並びにシステムでの予約又はキャンセルと認められる行為をすること。
- (6) 同一人及び同一団体が I D 番号を複数取得すること。
- (7) システムに対し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をすること。

6. 利用者登録の抹消

以下の様な事象が生じた際、利用者の意思に関係なく利用者登録の抹消を行います。

- (1) 利用者登録の廃止の届出をしたとき。
- (2) 登録者が偽り又は不正な手段により当該利用者登録を受けたとき。
- (3) 登録者が偽り又は不正な手段により第三者の利用登録等の情報を使用したとき。
- (4) 登録者がこの規則の規定又はこの規則に基づく市長若しくは指定管理者の指示に違反したとき。
- (5) 対象施設（校庭及び学校体育館を除く。）のシステム予約後に、既定の使用料を納付しないにもかかわらず、利用日時を過ぎて利用の取消しをしたとき。ただし、該施設利用日以後 7 日以内に納付があった場合又は書面によりやむを得ない事情の届け出があった場合を除く。
- (6) 利用者登録期間が満了したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、システムの管理上、必要があるとき。

8. 問い合わせ

施設の使用について : 各施設

予約システムについて : 清瀬市地域振興部市民協働課 (042-497-1803)

予約システム

<https://k4.p-kashikan.jp/kiyose-city/>